0

 $\bigcirc$ 

(本防法の規定による水防警報を行う (水防法の規定による水防警報を行う (水防法の規定による水防警報を行う (水防法の規定による水防警報を行う (水防法の規定による水防警報を行う (水防法の規定による水防警報を行う (水防法の規定による水防警報を行う (水防法の規定による水防警報を行う
五四三二一ジ
<ul> <li>○土地改良区の定款変更の認可(二件)</li> <li>○土地改良区の定款変更の認可(二件)</li> <li>○土地改良区の定款変更の認可(二件)</li> <li>○土地改良区の役員の退任の届出</li> <li>○本成安委員会規則</li> <li>○平成十四年香川県公安委員会告示</li> <li>○平成十四年香川県公安委員会告示</li> <li>○警備業法に規定する検定の実施</li> <li>○警備業法に規定する検定の実施</li> <li>○整備業法に規定する検定の実施</li> <li>○整備業法に規定する検定の表面</li> <li>○本本人ホームの長が不在者投票管理者となるべまを表しまする</li> <li>○本本人ホームの指定</li> <li>○本を表しまする</li> <li>○本を表しまする</li></ul>
-年香川県人事委員会告示第

(第九二四八号)

香

Ш

県

報

平成十七年七月一日

Ш

(第九二四八号)

#### ●香川県告示第四百号

区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、直島町長から届出があった。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定により、 直島町の

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武

紀

七及び字積浦四七八九の地先の公有水面埋立地	香川郡直島町字神子持三二九	位
元の公有水面埋立地	二九八及び字姫宮五一八の	置
	九三一・八三平方	面
	(三平方メートル	積

## ●香川県告示第四百一号

た。 の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、次の表 直島町長から届出があっ

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武

紀

	香川郡直島町字宮ノ浦	上
二二四九の二六の地先の	香川郡直島町字宮ノ浦二	下
(の地先の公有水面埋立地	二〇三の一、二三四九の四、	欄

#### ●香川県告示第四百二号

た。 の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、次の表 直島町長から届出があっ

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武

紀

	香川郡直島町字	上
	姫宮	欄
七及び字積浦四七八九の地先の公有水面埋立	香川郡直島町字神子持三	下
地先の公有水面埋立地	三二九八及び字姫宮五一八の	欄

## ●香川県告示第四百三号

池田町長から届出があった。 の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年七月一日から編入する旨、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、 次の表

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

国○四の小	小豆郡池田町大字池田字長石 小	の   小豆郡池田町大字池田字垣内   小	るの小	小豆郡池田町大字池田字上地 の二 三の 三の	小豆郡池田町大字池田字焼山 小	上欄
国有地の全部○の三及びこれらの区域に隣接する道路・水路である四九○九の二、四九○九の三、四九一○の二、四九○八の三、四九○九の二、四九○九の三、四九○五の二、四九○五の三、四十○五の三、四十○五の二十○五の二十○五の二十○五の二十○五十○五○五十○五○五十○五○五□四十○五○五□四十○五□四十○五□四十○五	小豆郡池田町大字池田字岡條四四四一の二	の三、四六二二の五、四六二三の五小豆郡池田町大字池田字岡條四六二二の二、四六二二	る道路・水路である国有地の全部の三から四三七四の五まで及びこれらの区域に隣接すの三郡池田町大字池田字岡條四三七四の一、四三七四	全部とおいる。	小豆郡池田町大字池田字長石三〇二六の六	下
疫する道路・水路である四九○五の二、四九○八の三、四九○八の三、四九○八の三、	四四一の二	四六二二の二、四六二二	主部 ひこれらの区域に隣接すいこれらの区域に隣接す	9る道路である国有地の 四三五二の二、四三五 四三五二の二、四三五 の二、四三五八の二 である国有地の	101 1六の六	欄

### ●香川県告示第四百四号

により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した 香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八条第二項の規定

香
Ш
県
報
平成
十七年
《十七年七月
日

<ul> <li>(金融) 図 由 名 韓認コード 発行原名 指記四川</li></ul>	109	108	107		106	201	100	(	104	103		102	101	100	99	98	番号年	指定推	平品
横三県東華 真 縣 社 早 (vol.10)	_ ⊔		4K				П			大木		អ្	<u>п</u> []-	十六月二十				파 <u></u>	八十七年
<ul> <li>衛三県戻事 真 職 试 深 飲恋愛 S・girl (vol.10)</li> <li>古王7月1日号増刊 (vol.10)</li> <li>このOFF 7月1日号 (vol.12)</li> <li>19820-7 (株ぶんか社 しく性的 (vol.10)</li> <li>2このOFF 7月1日号 (vol.12)</li> <li>19820-7 (株ぶんか社 しく性的 (well を刺 変情を刺 変情を刺 変情を刺 変情を刺 変情を刺 変情を刺 変情を刺 変情</li></ul>				_		ĞH.					한							<u> </u>	七月
第一日	イース・コミック 7月号 (N	374	}	7 7	11日番型巾	7月号	ミック	7月号增刊	山崎大紀の突撃!男の旅路 光速解析!パチスロNo.1	GONZO! 411 7月号增刊 (file.3)	7月号增刊(vol. 2)	ーパーコ 月刊美少	,	バンデ 月 5 日増	とこの OFF 増刊コミッ 7月1	月1日号增	S·girl	<u></u>	E
場の が が が が が が が が が が が が が が が が が が が		67625—40	01935—07	/ 11	- 1	03801-07	02001 07	0	13854—07	17832—7		17658— 7		03912—6	13702—7	19820— 7		i	
指向し感激はくをる年をるが成って間もをの阻力をの関わる理が性を、だ暴長青福宝そる国 著的刺又し性す少祉すれ。	(株)セブン新 社	㈱晋遊舎	㈱白石書店	F	実業之日本	然サン山坂	(本) F C F F	竹	(株)英和出版	英知出版(株)		曙出版㈱	*	4	"	㈱ぶんか社	光付州名	鍋	
(8) (8) (8) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2				'		1			1				なるが、あるか、	が 対 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	級し、お野に、大路を発し、 と発見とと、とない。	つへ住的 感情を想	有 足 埋 出 内容 が 著	武計組	
(a) (a) (a) (b) (b) (b) (c) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	平成	平成	指		平	め の 医	生活	●香川	118	117		116	115	114	113	112	111	110	_
<ul> <li>(a) (BACABON!!</li> <li>(a) (株) イアブ (株) イアブ (大) イアガ (大) イア</li></ul>	七	七			成十七	療を担	保護法	県告示											
(@BACABON!!  i パラダイス 7 月号婚刊 (VOL. 2)  超刊	六一				年七月	当させ	( 昭 和	第四百	コミック 計計	*		*	雑誌	コミック語	*	*	*	雑誌	
11440-07 (巻ダイアプ 24396-7 (表) 1496-07 (表) 11496-07 (表) 11496-07 (表) 11496-07 (表) 11403-6 (表) インサール条の規定により、医療・バウンサーが、 11403-6 (表) インサール条の規定により、医療・バウンサーが、 11403-6 (表) インサール条の規定により、医療・バウン・ウーズ カイレア出 所 在 地 所 在 地 所 在 地 所 在 地 形	快生堂羽方調剤薬局	あいあい歯科	名	香川	日	る機関を次のとおり指定した。	二十五年法律第百四十四号)第	五号	ムク! クリーム7/5増刊 (vol.02)	MEN'S GOLD 7 月号增刊 (VOL. 16)	突撃!おいしい体験		MeruFre! BOMBER 7月号(NUMBER—050)	信じられない人妻 ⑩ DVD COMICパチスロ裏テク大 実戦 7月増刊号 (Vol. 2)	Oh!Crazy スッゲー!! @本当!浮気妻のH話 7月号増刊 (Vol.3)	激裏 web サイト100 ツカサムック12	特冊新鮮組7/	: パラダイス 7 月号増刊 (VOL. 2)	@BACARON !!
門大   八   八   八   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※	三豊郡高瀬田	木田郡三木田	所	•			四十九条の場		03300— 7	18614-07		11403—6	08513-07	13796-07	11496—07	66101-12	24396— 7 / 7	11440-07	
	門大字羽方六五九	町大字氷上三九九	在	鍋			<b>規定により、医療</b>		ワイワア出 炭(株)	(禁リイド社		タイウェイ出版(株)	狭くストセ	平和出版㈱	無バウハウス	㈱司書房	㈱竹書房	森ダイアプ	_

Ш

県

報

## ●香川県告示第四百六号

関の名称の変更について次のとおり届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機

平成十七年七月一日

真 鍋

香川県知事 武 紀

平成一七、五、二四     あきた歯科     あきた歯科     みきた歯科     秋田 顕     小豆郡内海町片城甲       変 更 前 変 更 後     期 設 者 所 在 地	成一七、五、二四			
さた歯科     変更後     一六一一       要前変更後     開設者     所在	あきた歯科	成一七、五、	更全	E F
院 要 後 開 設 者 所 在 更 後 用 設 者 所 在	1 則	あきた歯科	更	名
田 顕 小豆郡内海町片	院きり	院 き た	更	称
六一—— 在	田   設 顕	田	II.	艾
單	六一—— 在	六一—一 豆郡内海町片	₹	Ē
	<b>単</b>	甲 		_

#### ●香川県告示第四百七号

があった。 同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する | を次のとおり指定した。

平成十七年七月一日

近野一五二八番也   近野一五二八番也   近野一五二八番也   中多度郡満濃町炭   中多度郡満濃町炭   コンマース・六、八   医療法人社団相愛   医療法人社団相愛   通託	平成一七、三、二一       二二七番地一       二二七番地一       二二七番地一       四科医院       内科医院       内科医院       内科医院       内科医院       四种医院       四种医	廃 止 年 月 日 名称及び所在地 事務所の所在地廃 止 年 月 日 事業所(施設)の 事業者(開設者)	香川県知事
			真鍋
ヨン 通所リハビリテーシ	居宅介護支援事業	サービスの種類	武紀

平成一七、四、一	平成一七、四、三〇
○七九番地一 善通寺市大麻町二 上ステーション 大杉脳外科ヘルパ	八一番地二さぬき市鴨庄四四は歳会日盛の里はぬき市社会福祉
○七九番地一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	八八番地五さぬき市社会福祉さぬき市社会福祉
訪問介護	福祉用具貸与居宅介護支援事業

### ●香川県告示第四百八号

護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介

平成十七年七月一日

香川県知事

真

鍋

武

紀

平成一七、五、一	平成一五、六、九	指定年月日
でぬき市社会福祉 に介護支援事業所 をぬき市鴨庄四六 でぬき市鴨店四六	五 所西一五二九番地 所西一五二九番地 医療法人社団相愛	名称及び所在地 事業所 (施設) の
社会福祉法人さぬ き市社会福祉協議 会 とぬき市長尾東八 八八番地五	所西一五二八番地 仲多度郡満濃町炭 医療法人社団相愛	事務所の所在地の名称及び主たる事業者(開設者)
居宅介護支援事業	通所リハビリテーシ	サービスの種類

紀

考

(第九二四八号)

香

Ш

県

報

平成十七年七月一日

Ш

県

報

道

鍋

武

紀

一十二日まで一般の縦覧に供する。 路 道路の区域 道路の種類 平成十七年七月一日 で 東かがわ市五名四五四番一地先ま 5 東かがわ市五名四五〇番四地先か で 東かがわ市五名五四一番一地先ま 5 東かがわ市五名五四 で 東かがわ市五名五九二番一地先ま 5 東かがわ市五名五九三番一地先か 線 区 名 津田川島線(二号) 県道 (主要地方道) 番一地先か 間 前後 別 更 前 後 前 後 前 後 香川県知事 (メートル) 敷地の幅員 四三・五 五一・七 一九・六 二九・五 <u>五</u> <u>:</u> 三、四 四 一六・六 一八・六 - (メートル) 延 長 真 八〇 鍋 元 七 う現道拡幅 旧工事に伴 備 武 紀 考 する。 三 する。 三 兀 四 路の位置を次のように指定した。 路の位置を次のように指定した。 ●香川県告示第四百十四号 ●香川県告示第四百十三号 香川県公告第四百 関係の図面は、 建築基準法 関係の図面は、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 指 指 指 平成十七年七月一日 指定道路の位置 指 平成十七年七月一日 指定道路の位置 指定道路の幅員とその延長 指定道路の幅員とその延長 定 年 定年月日 定 定 番 番 月 (昭和二十五年法律第1 日 号 香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供 香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供 号 号 丸亀市山北町字道下九二〇―一、九二一―一、九二三一一及び同地 平成十七年六月十五日 綾歌郡綾南町大字萱原字下所八○六─五、八○七─五及び同地先農 平成十七年六月十七日 中土指道 中土指道 道・水路 公 告 第六号 幅員 幅員 第五号 延長 延長 吉 五・七〇メートル 五一・二四メートル 四・〇九メートル~四・三二メートル 一五・二五メートル 号 第四十二条第一項第五号の規定により、 香川県知事 香川県知事 真 真

鍋

武

紀

道

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、 特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 同条第五項において準用する同法

第十条第二項の規定により次のとおり公告する なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年八月十六日まで縦

覧に供する

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武

紀

申請のあった年月日

平成十七年六月十五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川県ボランティア協会

克己

高松市松福町二丁目一二番一三号

三 定款に記載された目的

寄与することを目的とする。 ボランティア・市民活動の開発 この法人は、県内のボランティア・市民団体に対して、相互の連帯をはかるとともに 育成、 援助等を行うことによって、社会福祉の向上に

#### ●香川県公告第四百二号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 特定非

覧に供する。 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年八月十四日まで縦 第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武

紀

申請のあった年月日

-成十七年六月十四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人日本ケアシステム協会

> 兼間 道子

高松市中央町十七番三〇号

定款に記載された目的

会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする よくするための福祉活動に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社 技術の理念といつでも・どこでも・だれでものモットーのもと、地域社会を豊かで住み 本会は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対し、

#### ●香川県公告第四百三号

位面積当たりの標準価格の判定)の一部を次のように訂正する。 平成十六年香川県公告第四百五十九号 (国土利用計画法施行令の規定による基準地の単

平成十七年七月一日

真 武 紀

同条第五項において準用する同法 | を「小澁瀬―憲住出が確め胀め終外の住出塔基」に改め、丸亀(県)―九の項中「三部添 |め、さぬき(県)―十二の頃中「中規模―般住宅が多い新興住宅地域」を「中規模―般住 |建ち並ぶ郊外の住宅地域||を「一般住宅が建ち並ぶ郊外の新興住宅地域」に改め、高松 字上井手西1268番2」を「木田郡牟礼町大字原字上井手西1268番2」に改め、香南(県) 戦7匁」に改め、高松(県) |怅欤쏞外の||出茂||蒸|| に改め、綾歌(県)五─一の項中「下≯」を削り、飯山 光が多い住宅地域] こ改め、さぬき (県) ―十三の項中 [ 中規模住宅が多い新興住宅地域] 平中「中規模一般住宅が多い郊外の新興住宅地域」や「中規模一般住宅が多い郊外の住宅 小規模建売住宅等が点在する住宅地域」に改め、 (県)―三十八の項中「高松市新田町字岩宮甲2608番7外」を「高松市新田町字岩宮甲2608 の項中「犬」を「犬」 一の评中「小規模―般住宅が建ち並ぶ郊外の新興住宅地域」を「小規模―般住宅が建ち 「南西 5 m 町) 道」に改め、 「中規模住宅が多い住宅を壊」に改め、牟礼(県)―五の項中「オ田共年之町大字大町 県 ―六の項申 「農家住宅、 詫間 (県) ―三の項中「住代 下大」に改め、豊中(県)五――の項中「西西 5.5m 写画」 ―四十一の項中「495」を「459」に改め、 . 建売住宅等が点在する住宅地域」や「農家住宅、 高松 県 W1 ] & [1:1.2] & [1:―二十七の項中 丸亀 県 「一般住宅が 県 五

平成十七年七月

1.5] を「住宅 W1」に改め、仁尾(県)――の項中「中規模―般住宅が多い区画機然とした新興住宅地域」を「中規模―般住宅が多い区画機然とした住宅地域」に改め、仁尾(県)――の項中「中規模―般住宅が多い区画機然

#### ●香川県公告第四百四号

|平成十七年度介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。| 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の二第一項の規定により、

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一試験期日

平成十七年十月二十三日(日曜日)

試験場所

#### 三 受験資格

高松市一宮町五三一番地

高松南高等学校

介護支援専門員に関する省令(平成十年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。)

第一条に規定する要件を満たす者

#### 四 試験科目

介護支援分野及び保健医療福祉サービス分野に関する問題

療福祉サービス分野における当該専門に係る事項の問題の解答を免除する。

#### 五 受験手続

1

提出書類

- 〕 実務経験を確認することができる書面
- のを受験申込書の所定の欄にはり付けて提出すること。)横四センチメートルのもので、裏面に撮影年月及び受験申込者の氏名を記載したも三。写真(申込前六月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦五センチメートル、
- 四 解答免除対象資格者については、その資格に係る免許等の写し

#### 受付期間

平成十七年八月十五日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで(受付時間は、

ものを含む。)のあるものに限り受け付ける。なお、郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印(これに準ずる午前八時三十分から午後五時までとする。)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

#### 3 提出先

#### 社会対策課

六 受験手数料及び納付方法

#### 八、〇〇〇円

受験手数料は、八、○○○円に相当する額の香川県証紙を受験申込書にはり付けて納

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付によ付するものとする。なお、当該証紙に消印はしないこと。

同封することにより納付するものとする。り受験申込書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、○○○円の郵便為替をり受験申込書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、○○○円の郵便為替を

#### 合格者の発表

七

を交付する。 合格者については、受験番号を香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示し、合格証書

なお、合格発表日は、試験当日に試験会場において周知する。

#### ハ その他

香川県健康福祉部長寿社会対策課へ送付すること。型二号(縦三三二ミリメートル、横二四〇ミリメートル)の返信用封筒を同封して、撃中込書等の送付を郵便により行うので、あて先を明記し、二四〇円切手をはった角験中込書等の送付を郵便により行うので、あて先を明記し、二四〇円切手をはった角福祉事務所、小豆総合事務所、中讃県民センター、中讃保健福祉事務所及び西讃保健1 受験申込書等は、香川県健康福祉部長寿社会対策課、東讃県民センター、東讃保健

話番号○八七―八三二―三二七一)に問い合わせること。2.その他詳細については、香川県健康福祉部長寿社会対策課保険者指導グループ(電

### ●香川県公告第四百五号

|の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三||大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項|

Ξ 三 四 几 Ŧi. 九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。 項の規定により、次のとおり公告する。 ●香川県公告第四百六号 1 2 2 善通寺市の行った地籍調査の成果は、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十 1 調査を行った地域 成果の名称 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 調査を行った時期 平成十七年七月一日 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要 平成十七年七月一日 認証年月日 善通寺町、碑殿町、 平成十五年度から平成十六年度まで 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 平成十七年香川県公告第百三号 意見の対象となった届出に係る公告 該当なし 意見なし フレッシュバリュー坂出店 縦覧場所 善通寺市地籍簿 善通寺市地籍図 平成十七年七月一日 縦覧期間 香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課 大麻町の各一部 (金曜日) から同年八月一日 坂出市昭和町一丁目九九五番一ほか 香川県知事 香川県知事 (月曜日) まで 真 真 鍋 鍋 武 武 紀 紀 第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する 匹 三 四 第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する ●香川県公告第四百七号 2 2 1 香川県公告第四百八号 1 小豆郡土庄町の行った地籍調査の成果は、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 小豆郡池田町の行った地籍調査の成果は、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 調査を行った地域 成果の名称 調査を行った地域 成果の名称 認証年月日 調査を行った時期 平成十七年七月一日 平成十七年七月一日 平成十五年度から平成十六年度まで 調査を行った時期 平成十七年七月一日 平成十七年七月一日 平成十五年度から平成十六年度まで 認証年月日 渕崎、上庄の各一部 平成十七年七月一日 大字池田の一部 小豆郡池田町地籍簿 小豆郡土庄町地籍簿 小豆郡池田町地籍図 小豆郡土庄町地籍図 香川県知事 香川県知事 真 真 鍋 鍋 武 武 紀 紀

香

Ш

県

報

平成十七年七月一日

(第九二四八号)

九

Ш

### ●香川県公告第四百九号

良事業を行うことについて平成十七年六月十五日適当と決定した。第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

『光宝に共一つ。

で縦覧に供する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

7		
土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)大井出上	大野原町経済
良区	地区	課
豊中町土地改	単独県費補助土地改良事業(水路補修事業)神の木地	豊中町経済課
良区	区	

#### ●香川県公告第四百十号

年六月十四日適当と決定した。
中六月十四日適当と決定した。
中六月十四日適当と決定した。
中次良事業(団体営基盤整備促進事業乙井川北地区)計画を変更することについて平成十七一の良事業(団体営基盤整備促進事業乙井川北地区)計画を変更することについて平成十七一の良法第四十八条第九項において準用する一土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する

十八日まで縦覧に供する。 その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成十七年七月八日から同月1

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## ●香川県公告第四百十一号

良事業を行うことについて平成十七年六月十五日認可した。第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)普入池地区	"
単独県費補助土地改良事業(揚水機改修事業)北畑かん地区	"
単独県費補助土地改良事業(揚水機改修事業)岡本谷地区	"
単独県費補助土地改良事業(揚水機改修事業)寺岡地区	"
単独県費補助土地改良事業(揚水機改修事業)中尾地区	"
単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)天皇池地区	"
単独県費補助土地改良事業(水路補修事業)田井地区	"
単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)徳前地区	"
単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)深谷地区	"
単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)二の池下地区	"
単独県費補助土地改良事業(水路新設事業)原下地区	豊中町土地改良区
土地改良事業名	土地改良区名

## ●香川県公告第四百十二号

業を行うことについて平成十七年六月十五日同意した。同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

		改	法		
"	"	"	綾南町	町	
				名	
単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)高司下池地区	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)川下中地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)氷池地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)篠池地区	土地改良事業名	

"	"	"	"	"
単独県費補助土地改良事業	単独県費補助土地改良事業	単独県費補助土地改良事業	単独県費補助土地改良事業	単独県費補助土地改良事業
(かんがい排水事業)萱原用水地区	(ため池整備事業) 庄屋池地区	(ため池整備事業) 中池地区	(かんがい排水事業)落合地区	(かんがい排水事業) 泥池地区

## ●香川県公告第四百十三号

業を行うことについて平成十七年六月十五日同意した。 同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武

紀

"	"	豊中町	町名
単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)財田地区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)大苗代地区	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)大津池地区	土地改良事業名

## ●香川県公告第四百十四号

谷池土地改良区の定款の変更を平成十七年六月十四日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、香南町音

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武

紀

2

## ●香川県公告第四百十五号

歌町堤池土地改良区の定款の変更を平成十七年六月十六日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 丸亀市綾

平成十七年七月一日

香

Ш

県

報

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武

紀

## ●香川県公告第四百十六号

綾歌町堤池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 丸亀市

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋

役員の 種 類 氏

理

事

名

住

所

退任年月日

武 紀

渡瀨 克己

丸亀市綾歌町栗熊東一五二一番地

平成一七、

Ŧį,

几

#### 公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月一日

香川県公安委員会委員長 神

原

博

## 香川県公安委員会規則第十二号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則(平成十二年香川県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の十三」に改める。

第二章第三節中第十二条の次に次の十二条を加える

(登録の申請書等の様式等)

| 第十二条の二 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第 二十三号。以下「委託規則」という。)第二条第一項に規定する申請書の様式は、別記

様式第十六号の二の登録(更新)申請書のとおりとする。

委託規則第二条第二項第四号に掲げる書面の様式は、別記様式第十六号の三の誓約書

3 のとおりとする。 委託規則第二条第二項第五号に掲げる書類は、別記様式第十六号の四の誓約書、二人

いて権原を有することを証する書類の写しとする。 条の駐車監視員資格者証の写し及び法第五十一条の八第四項第三号の事務所の使用につ 以上の法第五十一条の八第一項に規定する放置車両の確認等を行う者の委託規則第十二

(第九二四八号)

Ш

下この項において「認定」という。)を受けようとする者が委託規則第十条第一項各号

#### (登録等の通知)

十六号の六の登録(更新)に関する通知書により申請者に通知するものとする。十六号の五の登録(更新)通知書により、同項の登録を行わなかったときは別記様式第第十二条の三 公安委員会は、法第五十一条の八第一項の登録を行ったときは別記様式第

申請は、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)が満了する日の六月前から二第十二条の四 法第五十一条の八第六項の登録の更新(以下「登録の更新」という。)の

(登録の更新)

2 登録の更新がされた場合において、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間が月前までの間に行わなければならない。 申請に 同項の期間(以下「登録の有効期間」という )カ溢了する日の六月前カら二

| 3 前二条の規定は、登録の更新について準用する。| | 満了する日の翌日から起算するものとする。

(登録の取消しの通知)

のとする。
別記様式第十六号の七の登録取消処分通知書により当該処分を受けた法人に通知するも、第十二条の五(公安委員会は、法第五十一条の十の規定により登録を取り消したときは、

(駐車監視員資格者講習受講申込書の様式等)

第十二条の六 の駐車監視員資格者講習受講申込書のとおりとする。 委託規則第七条第 一項に規定する申込書の様式は、別記様式第十六号の八 | 第十二条の十二

様式第十六号の九の駐車監視員資格者講習受講票を申込者に交付するものとする。2 公安委員会は、前項の駐車監視員資格者講習受講申込書の提出を受けたときは、別記

(駐車監視員資格者講習修了証明書等の再交付申請書の様式)

の駐車監視員資格者講習修了証明書等再交付申請書のとおりとする。む。)及び委託規則第十三条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十六号の十第十二条の七 委託規則第九条第二項(委託規則第十条第五項において準用する場合を含

(駐車監視員資格者認定申請書の様式)

一の駐車監視員資格者認定申請書のとおりとする。第十二条の八 委託規則第十条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十六号の十

(駐車監視員資格者認定の手続)

第十二条の九 公安委員会は、法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定による認定(以

るものとする。の十三の駐車監視員資格者認定に関する通知書により認定をしない旨を当該者に通知すの十三の駐車監視員資格者認定に関する通知書により認定をしない旨を当該者に通知に受付し、いずれにも該当しないと認めたときは別記様式第十六号の十二の駐車監視員資格者認定のいずれかに該当すると認めたときは別記様式第十六号の十二の駐車監視員資格者認定

| (駐車監視員資格者証交付申請書等の様式)| 2 | 委託規則第十条第一項の規定による審査は、筆記による考査により行うものとする。

十四の駐車監視員資格者証交付申請書のとおりとする。第十二条の十一委託規則第十一条第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第十六号の

2

(駐車監視員資格者証の交付の拒否の通知)

る通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。 者証の交付をしないときは、別記様式第十六号の十六の駐車監視員資格者証交付に関す第十二条の十一 公安委員会は、法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格

(駐車監視員資格者証書換え交付申請書の様式)

の十七の駐車監視員資格者証書換え交付申請書のとおりとする。第十二条の十二《委託規則第十三条第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第十六号

(駐車監視員資格者証返納命令書の様式)

の十八の駐車監視員資格者証返納命令書のとおりとする。第十二条の十三 委託規則第十四条第一項に規定する命令書の様式は、別記様式第十六号

別記様式第十六号の次に次の十七様式を加える。

	登録(更新)申請書	r T			
香川県公安委員会	会 殿		年	月	日
	申請	名 称 者 代表者 電話	(	)	Ð
道路交通法 第5	51条の 8 第 2 項 51条の 8 第 7 項において準用する同条第	の規定に 2 項	より	登録 登録更新	の申請
をします。 主たる事務所の 所在地 県内の事務所の 所在地					
添付書類	<ol> <li>法人関係         <ul> <li>(1) 定款若しくは寄附行為又はこれら。</li> <li>(2) 登記事項証明書又はこれに準ずる。</li> <li>(3) 役員名簿</li> <li>(4) 道路交通法第51条の8第3項各号。ことの誓約書</li> <li>(5) 道路交通法第51条の8第4項各号。</li> <li>を説明した書類</li> <li>ア 道路交通法第51条の8第4項条約書。</li> <li>イ 駐車監視員資格者証の写し。ウ 事務所の使用について権原を有2 役員関係</li> <li>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国。</li> <li>(2) 成年被後見人又は被保佐人とする。</li> <li>(3) 道路交通法第51条の8第3項第2</li> </ul> </li> </ol>	もの 会に掲げる法人の 会に掲げる要件の ま1号に掲げる要 することを証す 引人登録原票の写 記録がない旨の	)すべ、 要件に) する書 すし )登記	でに適合するこ類の写し	ことの誓

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第

号

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

登録通知書に記載されている登録番号

別記様式第16号の3 (第12条の2、第12条の4関係)

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

名 称

申請者

代表者

当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経 過しない法人
- 2 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
  - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3) 集団的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の4 (第12条の2、第12条の4関係) 誓 約 書 Ш 県 年 月 日 報 香川県公安委員会 殿 平成十七年七月一日 名 称 申請者 代表者 (1) 当法人は、車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機 を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。 (第九二四八号) 五 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県
報
平成十七年七月一日

別記様式第16号の5 (第12条の3、第12条の4関係) 登録(更新)通知書 第 号 年 月 日 殿 香川県公安委員会 印

> 第51条の8第1項 登録

に規定する を行い、次のとおり登録簿に記載した 道路交通法

> 第51条の8第6項 登録更新

ので通知します。

名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の 所在地	
県内の事務所の 所在地	
登 録 年月日 登録更新	年 月 日
登 録 番 号	第    号

注意事項 次回、登録更新を行うときは、 年 月 日の6月前から2月前までの間に申請 してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の 7	(第12条の	5 関係)
7310718777241073 47 1	\ 7D 1 \( \( \mathbf{L} \)	

登録取消処分通知書

第号年月日

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第51条の10の規定により、下記の理由により登録(登録番号第号)

を取り消したので通知します。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

- 2 申込者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

Ш

県

報

ı	-
١	ΙĦ
ı	⊢⊢
١	
ı	
ı	
ı	
١	
ı	
ı	
ı	
ı	
١	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
١	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
١	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
١	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
١	
١	
١	
ı	
ı	
ı	
١	
ı	
ı	
ı	
ı	
ļ	
ı	
ı	
ı	
١	
ı	
١	
ı	
ı	
١	绺
ı	牙
١	+
ı	ノし
١	_
ı	_
ı	π
ļ	兀
ı	IT
ı	ノハ
ı	
ı	万
ı	
ļ	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
١	
ı	
١	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	
ı	

受講番号 駐車監視員資格者講習受講票

(ふりがな) 氏 名

別記様式第16号の9 (第12条の6関係)

生年月日

年 月 日

項目		日	時 及	7 ド	場所	
講習日時 第1日目		年	月	日 日	時	分開始
講習日時第2日目		年	月	日	時	分開始
考査日時		年	月	日	時	分開始
受付時間	各日		時 時		分かり 分ま <sup>っ</sup>	の間(
講習場所 (略図)						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

				駐車監視	見資格者講習	修了証明書等	再交付	寸申請書	<u>‡</u>	
									年	月
!	:	香川県公	公安委員会	: 殿						
						申請者	住氏	所名		
								電話	(	)
		種	類		主車監視員資格 主車監視員資格		明書		□認定	書
	申	本	籍							
	請	住	所							
	HIJ	(ふり	がな)							
	者	氏	名							
		生年	月日		年	月		日		
		を付年月 が番号	日及		年第	月		日号		
		<b>再交付を</b> する事由								

日

 $\mathbb{H}$ 

真

- 備考 1 駐車監視員資格者証の再交付を申請する場合にのみ写真 2 枚を添付し、そのうち 1 枚をこの申請書にはり付けること。
  - 2 再交付を申請する事由の欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
  - 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

- 備考 1 申請者は、※印欄に記載しないこと。
  - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

#### 別記様式第16号の12 (第12条の9関係)

受検番号

駐車監視員資格者認定考査受検票

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月

日

項目	日	時 及	び	場所	
考査日時	年	月	日	時	分開始
受付時間		時 時		分か 分ま	(/ ) 間
考査場所 (略図)					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第16号の13 (第12条の9関係)

駐車監視員資格者認定に関する通知書

 第
 号

 年
 月

 日

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定による駐車監視員資格者認定については、下記の理由により認定しないこととしたので通知します。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

-	-

			駐車監	視員資格	者証交付申	請書					
								年	月	İ	日
Ī	香川県公安委員	会 殿									
						住	所				
					申請者	氏	名				(II
							電話	(	)		
申	本籍										
請	住 所										
	(ふりがな)										
者	氏 名								7	<b>F</b>	真
	生年月日		-	年	月		日				
	1 駐車監視	員資格者	講習修了証	明書又は	認定書						
添	2 戸籍の謄	善本若しく	は抄本又は	外国人登	録原票の写	l					
付	3 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書										
書	4 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及びへに掲げる者のいずれにも該当しない旨の 医師の診断書										
類	5 道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しない 旨の誓約書										
	6 写真 2 枚	て(1枚は	、この申請	書にはり	付けること	。)					

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所申請者

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに 当たる行為を行うおそれのある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令 又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日 から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切 に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

				駐車	監視員	資格者記	E書換え	交付	中請	書				
											年		月	В
:	香川県公	安委員?	会 殿											
									住	所				
							申詞	請者	氏	名電話	(	)		Æ
申	本	籍												
請	住	所												
HIJ	(ふり	がな)												
者	氏	名											写	真
	生年	月日				年		月		日				
資格	番	号				第				号				
者証	交付年	戶月日				年		月		日				
	<b>換え交付</b> 3 事由	を申請												

- 備考 1 写真2枚を添付し、そのうち1枚をこの申請書にはり付けること。
  - 2 駐車監視員資格者証を添付すること。
  - 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

	駐車	監視員資格者証	E返納命令書			
				第 年	月	号 日
	殿					
				香川県	公安委員会	印
道路交通法第5	1条の13第2項の	規定により、	下記の理Ⅰ	由により駐車!	监視員資	格者記
(第	号)の返納を	命ずる。				
資格者証の返納 期限		年	月	Н		
資格者証の返納 を命ずる理由						

Ш

県

受検対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員のうち県外

に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)。ただし

二 検定規則第十一条第一項第二号又は第三号の規定により検定の

合格を取り消され、当該取消しの日から起算して三年を経過しな

次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。

法第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者

受

検 定 員

四十名

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

# ●香川県公安委員会告示第十三号

の一部を次のように改正する。 平成十四年香川県公安委員会告示第五号(道路交通法施行規則に規定する医師の認定)

平成十七年七月一日

香川県公安委員会委員長 神 原

博

表中「田口 朗」を「齋藤 了一」に改める。

#### 公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第六十一号

第五号。以下「検定規則」という。)第四条の規定に基づき次のとおり公示する。 る検定を実施するので、警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第十一条の二に規定す

平成十七年七月一日

香川県公安委員会委員長 神 原

博

### 実施期日及び実施場所

	実	実
	施	施
	場	期
	所	日
運転免許センター	高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課	平成十七年十月五日(水)午前九時から午後四時三十分まで

#### 種別及び方法

	種	別	交通誘導警備(二級)
	方	法	学科試験及び実技試験による。
Ξ	受険定員及び受険対象者	ググラ	x 龄 材象者

四 受検申込み及び受検申請手続

い者

#### 1 受検申込み

には通知を行うこととする。という。)を決定するが、抽選の有無にかかわらず、受検申請者という。)を決定するが、抽選の有無にかかわらず、受検申請者」抽選により受検申請をすることができる者(以下「受検申請割と	受検申請者の
むこと。  むこと。  がこと。  がこと。  がこと。  がこと。  がいる警察署)の警備業担当課に受検申込者が直接申し込地を管轄する警察署(県外在住警備員にあっては、営業所の所在地を管轄する警察署(県外在住警備員にあっては、営業所の所在検定を受けようとする者(以下「受検申込者」という。)の住所	及び申込方法 受検 申込 先
曜日及び土曜日を除く。)平成十七年七月二十五日(月)から同年八月五日(金)まで(日	受検申込期間

		2			
提出 先及び検定申請書の	受検申請期間	受検申請手続	決 定 等 受検申請者の	及び申込方法 受検申込 先	受検申込期間
要な書類を直接提出すること。受検申込みをした警察署の警備業担当課に受検申請者が申請に必	曜日及び土曜日を除く。)平成十七年八月二十九日(月)から同年九月九日(金)まで(日		には通知を行うこととする。という。)を決定するが、抽選の有無にかかわらず、受検申請者抽選により受検申請をすることができる者(以下「受検申請者」一分検申込者の数が受検定員を超えた場合は、受検申込期間終了後、	むこと。 地を管轄する警察署)の警備業担当課に受検申込者が直接申し込地を管轄する警察署(県外在住警備員にあっては、営業所の所在地を管轄する警察署(県外在住警備員にあっては、営業所の所在検定を受けようとする者(以下「受検申込者」という。)の住所	曜日及び土曜日を除く。)平成十七年七月二十五日(月)から同年八月五日(金)まで(日

申請に必要な 類

検定手数料

Ŧi.

香

Ш

県

報

平成十七年七月一日

検定手数料(二二、○○○円)は、平成十七年十月五日の検定当日の受付の際に、香

入したもの)

検定申請書 正副 通

添付書類

- 履歴書及び住民票(外国人にあっては、外国人登録証明書) 各一通
- 則第十二号)第七条第一項の警備員所属証明書 疎明する警備業法施行細則(平成十二年香川県公安委員会規 県外在住警備員にあっては、県内の営業所に属することを 通
- 記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。) 成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登
- 破産者で復権を得ないものに該当しないことを証明する市町 附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者<br /> 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は 同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三 民法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第百四十九号 (特別区を含む。) の長の証明書 \_\_\_通
- 師の診断書 法第三条第六号に掲げる者に該当しないことを証明する医 通
- 十一条第一項第二号又は第三号に該当することにより検定の しない者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 一通 合格を取り消され、当該取消しの日から起算して三年を経過 法第三条第一号から第六号までに掲げる者及び検定規則第
- ンチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記 無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四セ 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、 二葉

川県証紙により納入すること。

六 受験票の交付

申請書を提出した警察署において受験票を交付する 検定規則第五条第一号又は第二号のいずれにも該当しない受検申請者に対して、

検定

七

- 1 に受験票を係員に示して受付を終えること。 検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時まで
- 受検に際しては、筆記用具及びひも付き警笛を持参すること。

2

3 その他詳細については、香川県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業担当

電

話番号〇八七一八三三一〇一一〇)に問い合わせること。

## 選挙管理委員会告示

# ●香川県選挙管理委員会告示第四十九号

の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとお 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号

平成十七年七月一日

り指定した。

香川県選挙管理委員会委員長 竹

﨑 克

彦

さん荘特別養護老人ホーム高松さん	名称
高松市西植田町四二一二―	所在地
平成十七年六月二十二日	指定年月日

#### 人事委員会告示

## ●香川県人事委員会告示第四号

うに改正し、平成十七年七月一日から施行する。 給料表別、級別職務分類表(昭和六十年香川県人事委員会告示第三号)の一部を次のよ

平成十七年七月一日

杳川県人事委員会委員長 武 田 安 紀

彦

平成十七年七月一日印刷発行			i  	司長十及の祁戸	別表第一の十一級の部中		7 香 川 県
7一日印刷発行			労働委員会	人事委員会	一級の部中	_	報
			労働委員会の事務部局	人事委員会の事務部局	※事務局長	事務局長	平成十七年七月一日
			子是	下	を		1月 日
印刷発行所				だ 削	事務局長		
香					)-		
Л					に 改 め、		
県							
庁							
							(第九二匹八号)
(購読料月極二千五百円)							=======================================
プログランド 日本	 報は、香川県ホー	ムページにも掲載し、 in/	ています。				